

# 告示

## 埼玉県告示第六百三号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
ここのす共生病院	埼玉県鴻巣市本町六丁目五番十八号	令和三年四月三十日